

せいかつ ほ ご

# 生活保護のしおり

とまこまいしふくしぶせいかつしえんしつ  
苫小牧市福祉部生活支援室

○ はじめに

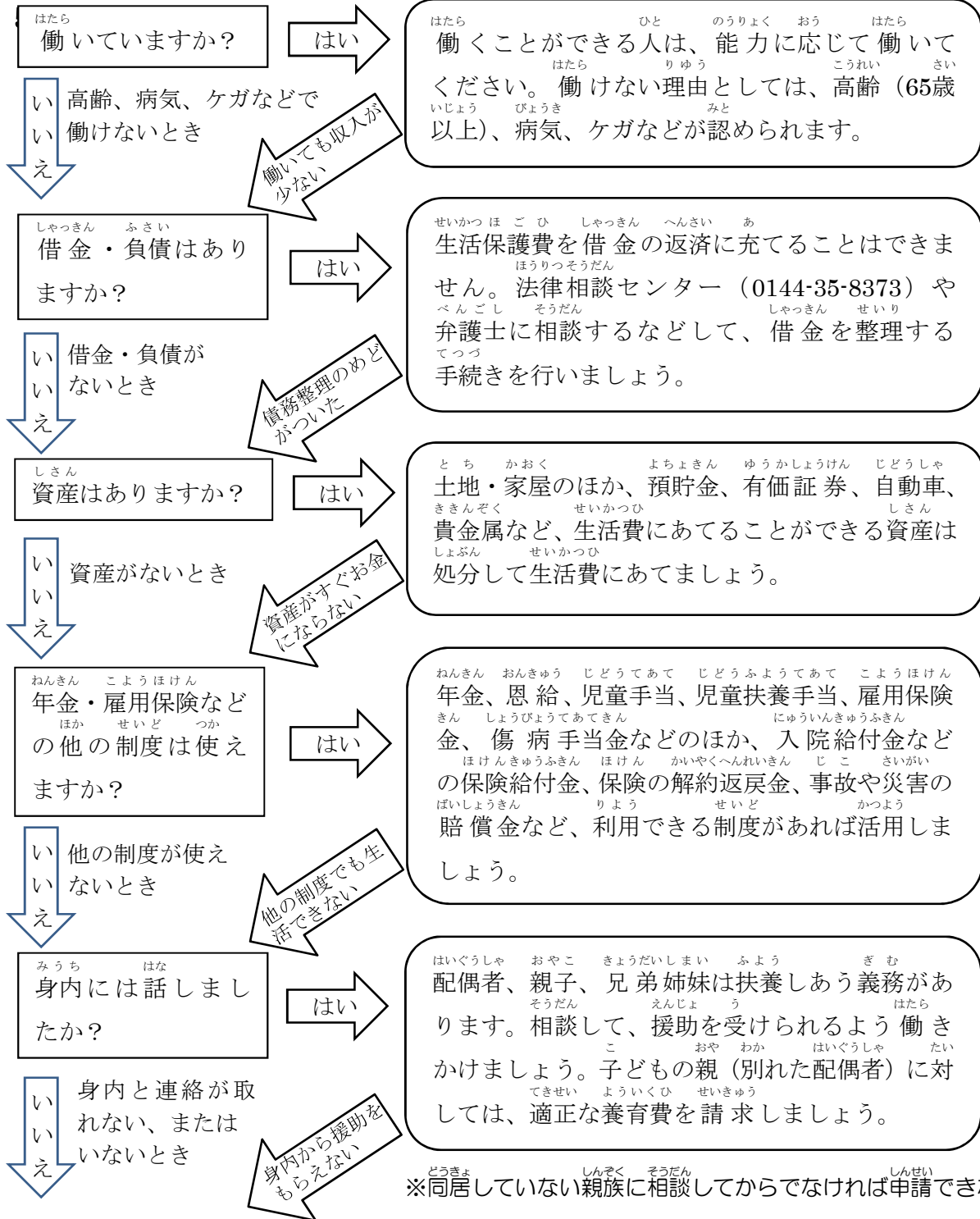
◇ 私<sup>わたし</sup>たちが生活<sup>せいかつ</sup>していくうえで、思い<sup>おも</sup>がけない病<sup>びょう</sup>気<sup>き</sup>や事<sup>じ</sup>故<sup>こ</sup>その他<sup>た</sup>  
さまさまな理<sup>り</sup>由<sup>ゆう</sup>によって、自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>の努<sup>ど</sup>力<sup>りよく</sup>ではどうしても生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>できな  
くなることがあります。

◇ このよ<sup>けん</sup>うなとき、憲<sup>く</sup>法<sup>ぽう</sup>では国<sup>こま</sup>がその困<sup>てい</sup>っ<sup>ど</sup>て<sup>おう</sup>いる程<sup>せい</sup>度<sup>ど</sup>に<sup>お</sup>ん<sup>じ</sup>て  
健<sup>けん</sup>康<sup>こう</sup>で文<sup>ぶん</sup>化<sup>か</sup>的<sup>てき</sup>な最<sup>さい</sup>低<sup>てい</sup>限<sup>げん</sup>度<sup>ど</sup>の生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>を<sup>ほ</sup>し<sup>ょう</sup>を<sup>い</sup>ち<sup>ち</sup>に<sup>ち</sup>な<sup>は</sup>が<sup>ら</sup>、一<sup>い</sup>日<sup>ち</sup>でも<sup>はや</sup>早<sup>はや</sup>く  
自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>自<sup>じ</sup>身<sup>しん</sup>の力<sup>ちから</sup>で生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>でき<sup>る</sup>よ<sup>う</sup>、必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>な手<sup>て</sup>助<sup>だ</sup>け<sup>す</sup>を<sup>す</sup>る<sup>こ</sup>と<sup>を</sup>目<sup>も</sup>的<sup>てき</sup>  
と<sup>し</sup>て<sup>い</sup>る<sup>の</sup>が<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>制<sup>せい</sup>度<sup>ど</sup>です。

◇ この「生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>のし<sup>お</sup>り」は、制<sup>せい</sup>度<sup>ど</sup>の<sup>ない</sup>よ<sup>う</sup>や<sup>し</sup>く<sup>く</sup>を<sup>あ</sup>ん<sup>ない</sup>す  
る<sup>も</sup>の<sup>で</sup>す<sup>が</sup>、も<sup>し</sup>わ<sup>か</sup>ら<sup>な</sup>い<sup>こ</sup>と<sup>が</sup>あ<sup>り</sup>ま<sup>し</sup>た<sup>ら</sup>お<sup>き</sup>が<sup>る</sup>に<sup>し</sup>の  
福<sup>ふ</sup>祉<sup>く</sup>部<sup>ぶ</sup>生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>室<sup>しつ</sup>や<sup>ち</sup>い<sup>き</sup>の<sup>みん</sup>生<sup>せい</sup>委<sup>い</sup>員<sup>いん</sup>に<sup>お</sup>た<sup>ず</sup>ね<sup>く</sup>だ<sup>さ</sup>い。

# 1 生活保護を申請する前に

◇他の制度を使い努力して、家計の見直しをしても生活できないときにはじめて生活保護を受けることができます。



※同居していない親族に相談してからでなければ申請できないということはありません。

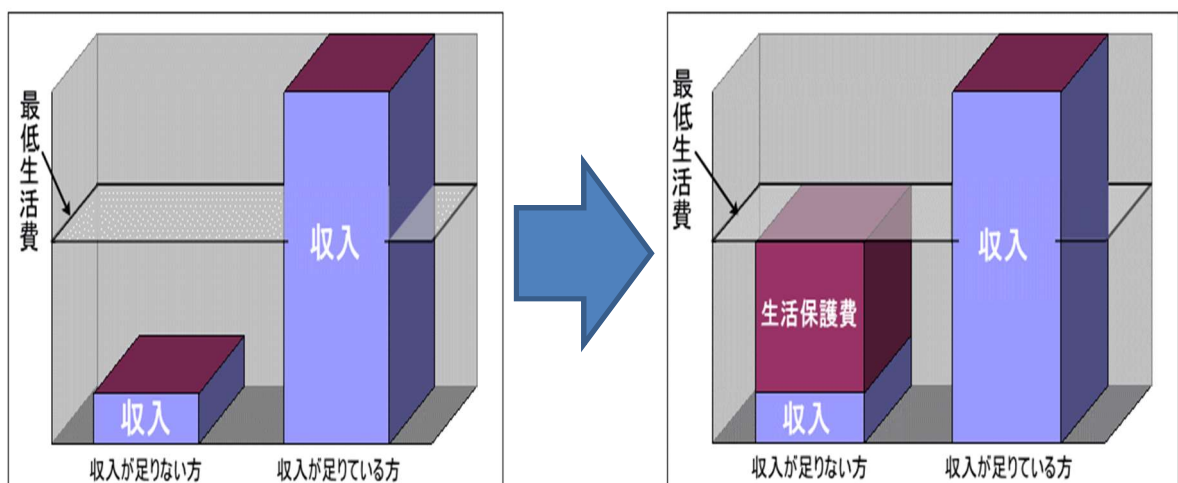
以上のような、利用できる他の手段をすべて使っても最低限の生活を維持できる見込みがないときは、早めに福祉部生活支援室へご相談ください。

## 2 生活保護の仕組み

◇生活保護は世帯を単位としますので、あなたやあなたの家族の人数や年齢に応じ、国が定める基準に基づいた最低生活費と、世帯全体の収入を比べて決定することになります。

◇「収入」とは、働いて得たものに限らず、年金、手当や扶養義務者からの仕送り、資産を売る・貸すなどして得たものなど、世帯が得ている全ての収入のことです。なお、働いて得た収入については、必要経費や収入額に応じた一定の額を差し引いて認定することになります。

◇以上のことを簡単に図に示すと次のようになりますが、詳しくは生活支援室にお尋ねください。



※最低生活費は、年齢や居住地、世帯の人数などで変わります。

### 3 生活保護を受給するための手続き

#### (1) 生活保護の相談・申請について

◇生活保護は原則として申請によって行われます。申請は本人のほか、その扶養義務者（親、子、兄弟など）またはその他の同居の親族に限られます。

◇相談・申請は、市役所開庁日に、市役所本庁の生活支援室でお受けします。

◇相談・申請は、特別な事情がない限り生活支援室窓口までお越し願います。

◇他人に知られたくない事情もあると思いますが、相談を受ける職員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

#### (2) 生活保護の申請から決定までの期間

◇申請を受理した後、生活支援室の担当者（ケースワーカー）が家庭訪問を行い、面接し、今までの生活歴、現在の生活状況、世帯員の健康状況、収入、資産、扶養義務者の状況など、生活保護の決定に必要な事項を調査します。

扶養義務者への照会を控えて欲しい場合はご相談ください。

◇申請書を生活支援室に提出してから、原則として14日以内（調査に時間がかかる特別な事情があった場合には30日以内）に調査し、受けられる場合には「決定通知書」を、受けられない場合には「却下通知書」を生活支援室から送ります。

## 4 生活保護の種類

生活保護には、国が定めた基準に基づき、次の8種類の扶助があります。

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 生活扶助 | 食べ物、着るもの、光熱費など、生活に必要な費用    |
| 教育扶助 | 学用品や学級費、給食費など、義務教育に必要な費用   |
| 住宅扶助 | 家賃や地代、住宅の補修などの費用           |
| 医療扶助 | 病気やケガによる医療費や、それに付随する費用     |
| 介護扶助 | 介護保険費用の本人負担分及び介護保険料        |
| 出産扶助 | 出産に必要な費用（助産制度を利用できない場合）    |
| 生業扶助 | 高校での就学や技能・資格の取得などのために必要な費用 |
| 葬祭扶助 | 葬祭に必要な費用                   |

その他、臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助があります。

### 例

|       |   |
|-------|---|
| 治療材料費 | めがね、つえ、コルセットなどの費用                             |
| おむつ代  | 病気などによりおむつが必要な場合の費用                           |
| 移送費   | 通院・通学の交通費など                                   |
| 家具什器費 | 保護開始時などに持ち合わせがない場合において、最低生活に直接必要な炊事用具や食器などの費用 |
| 契約更新料 | 住宅の契約更新に必要な更新手数料、火災保険料、保証料など                  |

※それぞれの支給には一定の条件や上限額がありますので、必ず事前に

相談してください。内容によっては支給できない場合があります。また、一時

扶助はこれ以外にもありますので、まずは生活支援室にご相談ください。

## 5 生活保護受給中の権利と義務

保護費は最低限の生活を維持するための給付であり、その費用は税金によって賄われています。そのため、生活保護受給者には特別な権利がある一方で課せられる義務も多くあります。

### <生活保護受給中の権利>

保護を受けている方に保障されること

○正当な理由なく、すでに決定された保護を不利益に変更されることはありません。

○保護金品に対して税金を課せられること、差し押さえられることはありません。

### 保護を受けている方が利用できる制度

| 項目                              | 申請先             | 備考                  |
|---------------------------------|-----------------|---------------------|
| 固定資産税の減免                        | 資産税課            | 保護決定後に手続きが必要<br>です。 |
| 市民税の減免                          | 市民税課            |                     |
| 保育料の免除                          | こども育成課<br>幼児保育係 |                     |
| 国民年金保険料の法定免除                    | 保険年金課<br>年金係    |                     |
| 自立支援医療の本人負担額の減免（自己負担額を0円に変更します） | 障がい福祉課          |                     |
| NHK受信料の免除                       | NHK室蘭放送局営業部     |                     |

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう ぎ む  
<生活保護受給中の義務>

ほ ご じゅきゅうしゃ せいかつ ほ ご う けんり ゆず わた  
○保護受給者は、生活保護を受ける権利を譲り渡すことはできません。

かけい せつやく はか かのう はんい じりつ め ぎ ひつよう  
○家計の節約を図り、可能な範囲で「自立」を目指す必要があります。

じりつ けいざいてき じりつ しんたい せいしん けんこう かいふく  
ここでいう「自立」とは、経済的な自立だけでなく、身体・精神の健康を回復・

い じ せいかつかんり おこな にちじょうせいかつじりつおよ しゅうい こうりゅう ふようぎむしや  
維持し、生活管理を行う日常生活自立及び、周囲と交流する、扶養義務者

かんけい い じ しゃかいてき じりつ ふく  
との関係を維持するなどの社会的な自立も含みます。

ぐたいてき  
具体的には

はたら じじょう かた のうりよく おう はたら  
●働けない事情がない方は、能力に応じて働かなければなりません。

きんせんめん かぎ びょういん そうげい み まわ せ わ みうち  
●金銭面に限らず、病院への送迎や身の回りの世話などについても、身内

えんじょ え どりよく ひつよう  
からの援助を得るよう努力する必要があります。

びょうき はたら ばあい い し し じ したが ちりょう う ひつよう  
●病気やケガで働けない場合は、医師の指示に従い治療を受ける必要が  
あります。

か ど ゆうきょう ろうひ つつし ひつよう  
●過度な遊興やギャンブルなどによる浪費は慎んでいただく必要があ  
ります。

しゃっきん せいかつ ほ ご ひ しゃっきん へんさい あ  
●借金はできません。また、生活保護費を借金の返済に充てることもで  
きません。

しゅうにゅう ほうこく うそ とどけで ふせい しゅだん ほ ご ひ  
○収入があるのに報告しない、嘘の届出をするなど、不正な手段で保護費を

う と しきゅう ほ ご ひ へんかん  
受け取ったときは、すでに支給した保護費を返還してもらいます。とくに

あくしつ ばっそく けいほう しょぼつ う  
悪質なときは、罰則や刑法による処罰を受けることとなります。



とどけで ぎ む  
○届出の義務

せいかつ しゅうにゆう じょうきょう へんか  
●生活や収入の状況に変化があったとき

せいかつ ほ ご じゅきゅうせたい え かね しゅうにゆう と あつか  
→生活保護受給世帯が得たすべてのお金は、収入として取り扱います。

きゅうりょう ねんきん おんきゅう てあて しおく よういくひ こ  
給料だけでなく、年金、恩給、手当、仕送り、養育費、子どものアル  
バイト、保険給付金、賠償金などもすべて届ける必要があります。

かねが い かんきん かち もの しおく とど ひつよう  
→お金以外でも、換金価値のあるような物の仕送りがあれば、届ける必要  
があります。

とち かおく ざいさん ばいきゃく しゅとく  
●土地・家屋など財産を売却、取得したとき

しゅうしょく たいしょく けっこん かにい へんか しょう  
●就職、退職、結婚など、家庭に変化が生じたとき

びょういん つういん にゅういん たいいん  
●病院へ通院、入院、退院するとき

し じ したが ぎ む  
○指示に従う義務

ほ ご じっしきかん ほ ご じゅきゅうちゅう かに たい ほ ご もくてきたつせい  
保護の実施機関は、保護受給中の方に対して、保護の目的達成のため

ひつよう しどう し じ したが ほ ご じっしきかん  
に必要な指導や指示をします。これらに従わないときは、保護の実施機関

せいかつ ほ ご へんこう ていし はいし  
は、生活保護を変更、停止、または廃止することができます。

ほ ご ひ へんかん  
6 保護費の返還について

せいかつ ほ ご かいしいこう なん じじょう しさん え あいだ  
○生活保護の開始以降に何らかの事情で資産を得たときは、それまでの間に

しきゅう ほ ご ひ ぜんぶ いちぶ へんかん  
支給した保護費の全部または一部を返還してもらうことがあります。

たと  
例えば・・・

せいかつ ほ ご かいし じ かね か ざいさん かね か  
●生活保護開始時にお金に換えることができなかった財産を、お金に換え  
ることができたとき

ねんきん う と  
●年金をさかのぼって受け取ったとき

じ こ さいがい ほけんきん ほしょうきん じだんきん う と  
●事故や災害により保険金、補償金、示談金などを受け取ったとき

## 7 自立支援プログラムについて

とまこまいし ひ ほ ご せたい じりつ せつきよくてき しえん じりつ  
 苫小牧市では、被保護世帯の自立を積極的に支援するため、3つの自立に  
 む ようい  
 向けたさまざまなプログラムを用意しています。

### ◇ 3つの自立

しゅうろうじりつ しゅうろう けいざいてき じりつ めざ  
 ○就労自立・・・就労による経済的な自立を目指します。

しゃかいせいかつじりつ しゃかいてき かいふく いじ ちいきしゃかい いちいん  
 ○社会生活自立・・・社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員と  
 じゅうじつ せいかつ おく めざ  
 して充実した生活を送ることを目指します。

にちじょうせいかつじりつ しんたい せいしん けんこう かいふく いじ じぶん じぶん けんこう  
 ○日常生活自立・・・身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・  
 せいかつかんり おこな にちじょうせいかつ じりつ せいかつ  
 生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を  
 おく めざ  
 送ることを目指します。

### ◇ 苫小牧市の自立支援プログラム

| しゅるい<br>種類             | プログラム  |
|------------------------|--|
| しゅうろうじりつ<br>就労自立       | ひほごしゃしゅうろうしえんじぎょうかつよう<br>①被保護者就労支援事業活用プログラム                  |
|                        | せいかつ ほ ご じゆきゆうしゃとうしゅうろうじりつそくしんじぎょう<br>②生活保護受給者等就労自立促進事業プログラム |
|                        | みんかんしよくぎょうしょうかい<br>③民間職業紹介プログラム                              |
|                        | ぎのうしゅうとく しゅうろうしえん<br>④技能習得による就労支援プログラム                       |
| しゃかいせいかつじりつ<br>社会生活自立  | しゃかいさんかかつどう かか こべつしえん<br>⑤社会参加活動に係る個別支援プログラム                 |
| にちじょうせいかつじりつ<br>日常生活自立 | たじゅうさいむせいりしえん<br>⑥多重債務整理支援プログラム                              |
|                        | こうこうしゅうがくおよ たいがくぼうし<br>⑦高校就学及び退学防止プログラム                      |
|                        | こ けんぜんいくせいおよ よういくしゃ しゅうろうしえん<br>⑧子どもの健全育成及び養育者の就労支援プログラム     |

くわ せいかつしえんしつ たず  
 ※詳しくは生活支援室にお尋ねください。